

## ○福島町議会公印規程

(趣旨)

第1条 福島町議会の公印については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めによる。

(公印の種類、名称、形状、寸法、箇数及び使用区分等)

第2条 公印の種類、名称、形状、寸法、箇数、使用区分は、別表のとおりとする。

(保管)

第3条 公印の保管責任者は、事務局長とする。

2 公印は、常に所定の容器に納めて厳重に保管する。

3 公印は、上司の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の登録)

第4条 事務局長は、公印台帳(別記第1号様式)を備え、公印を登録する。

(公印の調製、改刻及び廃棄)

第5条 事務局長は、公印を調製、改刻、廃棄しようとするとき、別記第2号様式により議長の承認を得る。

(公印の使用)

第6条 公印を使用しようとするときは、押なつしようとする文書に原議を添えて事務局長に提示する。定例、簡易なものはこの限りでない。

(公印の事故)

第7条 事務局長は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったとき、直ちに公印事故届(別記第3号様式)を議長に提出する。

(公印の持出し)

第8条 第3条第3項に定める上司の承認は、別記第4号様式により行う。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程施行の際、現に使用中の公印は、この規程による公印とみなす。

附 則(平成17年3月14日議会規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月2日議会規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日議会規程第1号)

平成31年4月1日から施行する。

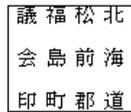
附 則(令和4年3月15日議会規程第3号)

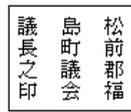
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

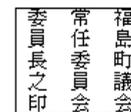
別表

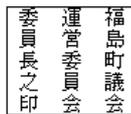
種類	名称	ひな型 番号	大きさ [ミリ メー トル]	使用する文書の区分	箇数

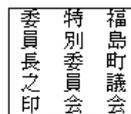
庁印	北海道松前郡福島町議 会印	1	30×30	議会名をもつてする 文書	1
職印	松前郡福島町議会議長 之印	2	18×18	議長名をもつてする 文書	1
	福島町議会常任委員会 委員長之印	3	18×18	常任委員会委員長名 をもつてする文書	1
	福島町議会運営委員会 委員長之印	4	18×18	議会運営委員会委員 長名をもつてする文 書	1
	福島町議会特別委員会 委員長之印	5	18×18	特別委員会委員長名 をもつてする文書	1
	福島町議会事務局長之 印	6	18×18	議会事務局長名をも つてする文書	1

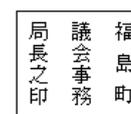
1  


2  


3  


4  


5  


6  


別記第1号様式

公 印 台 帳

公 印 名				書体	
				寸法	
使用開始	年 月 日			廃止	年 月 日
				理由	磨滅 職制変更 その他
用 途				印影	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">年 月 日押捺</p>
保 管 者		年 月 日	から		
		年 月 日	まで		
		年 月 日	から		
		年 月 日	まで		
		年 月 日	から		
	年 月 日	まで			
摘 要					

別記第2号様式

公印の調製(改刻)(廃棄)申請書

年 月 日

議長 様

議会事務局長 \_\_\_\_\_

下記のとおり公印の \_\_\_\_\_ について申請します。

記

1 理由	調製(改刻、廃棄)
2 書体寸法	
3 公印名	
4 [使用開始 廃止期日]	年 月 日
5 印影	

別記第3号様式

公 印 事 故 届

年 月 日

議長 様

議会事務局長 \_\_\_\_\_

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

1	事故のあつた公印名	
2	事故の内容	
3	事故の後ににおける処理のてん末	
4	その他必要事項	

